



1985-12

No. 207

【表紙】

重要文化財
筑前国嶋郡川辺里
大宝二年戸籍断簡 一幅
紙背千部法華経校帳断簡
国(奈良国立博物館保管)

解説は30ページ

題デザイン・桑山弥三郎

カット・林美紀子

もくじ

特集：文化財保護法制定35年

歴史資料の保存について	児玉 幸多	4
産声時代の文化財保護(2)	森田 孝	8
文化財保護と歩んで35年(2)	関野 克	10

重要考古資料選定調査会について		13
-----------------	--	----

随想

訪中雑記	濱田 隆	14
------	------	----

・町並紹介シリーズ⑨	神戸	16
・地域文化活動紹介シリーズ⑩	北海道常呂町	18

第5回近畿高等学校総合文化祭開催		21
------------------	--	----

文化庁ニュース

・日本芸術院会員の紹介		22
・史跡の指定等—文化財保護審議会の答申—		23
・重要文化財(建造物)の新指定 —文化財保護審議会の答申—		24
・公立文化会館運営研究協議会開催さる		25
・昭和60年度文化財愛護全国研究集会		26
・昭和60年度文化財行政基礎講座		26
・指定文化財(美術工芸品)修理技術者講習会 の開催		27
・第19回現代美術選抜展		28

ドイツ民主共和国文化大臣が長官表敬		28
韓国報道関係者が長官表敬		28
文化庁企画・提供		
美をもとめて 昭和61年1月放送予定		29
・文化庁行事報告及び予定		30
・国立劇場ニュース		31

歴史資料の保存について



児玉幸多

はじめに

歴史資料という言葉は漠然としているが、文化財保護法では、昭和五十年七月の同法の一部改正の際に、同法で指定する有形文化財の中に「学術上価値の高い歴史資料」という項目を加えた。同年九月の文化庁次長の各都道府県宛の通達では、この歴史資料とは、「必ずしも歴史上、又は芸術上の価値が高いものではないが、主要な歴史事象に関する遺品、わが国の歴史の理解に欠くことのできない遺品」という説明をしている。

これは、従来の指定基準が、典籍・書跡・古文書でも、絵画・彫刻・工芸品でも、作者や製作年代等に重きが置かれ、いわば一点豪華主義であった。歴史研究では、社会経済史などの方面が活発になったのに対応するための改正とも言える。産業・貿易関係の資料もその対象になるようになった。これは史跡として、北海道余市の運上家、福原漁場、宮城県の高金山産金遺跡、島根県の石見銀山遺跡、山口県の白須たたら製鉄遺跡が指定されたり、建造物に伝統的建造物群保存地区が新しく定められたことなども関連することで、文化財に対する考え方に大きな

いろいろな点がある。

国が文化財の意義を広く解釈し、その調査や指定に積極的に取り組もうとしている点は評価すべきであるが、さて現実に日頃の如く多量の歴史資料に触れている者にとっては十分な答えとなっていないであろうか。歴史資料をまず古文書・古記録という狭い範囲で考えてみることにする。かつて東大の史料編纂所を中心とする多くの大学等の研究機関で探訪された文献は古代から戦国期までを対象とし、江戸時代に入るとごく初期のものに限られていた。しかし最も大量に存在する文書・記録はそれ以後のものである。旧大名家や旧村役人の家に保存されているものは膨大なものがある。第二次大戦後、それらが散逸・亡失する恐れが濃厚となったので、それを食い止めようということから、有識者によって庶民史料の所在調査の必要が提唱された。その結果、昭和二十三年に学術研究会議特別委員会として近世庶民史料調査委員会が設けられ、全国の郷土史研究者も調査員に委嘱して史料所在調査が行われ、近世庶民史料所在目録が作られた。その一方で、散逸しつつある史料を収集するための運動が実って、二十六年に文部省史料館の建設をみたのである。その前年に、全国の地方史研究者や諸学会・団体を母胎にした地方史研究協議会が設立されたが、そこでも史料保存運動を活動の重要な柱としており、後述する文書館設立運動にもこの会は大きな関わりを持つのである。私自身もこの会の創立当初から関係を持ち、その後、二十五年間にわたった会長の職を汚しているのである。

文部省史料館では、大名家の史料も収集したが、多くは村役人層の家に伝わる庶民史料であった。農地改革などによる旧家の没落、紙不足による故紙の買い集め、家屋の建替えなど、そ

変化が生じてきたことを示すのであろう。現実には文化財としての保護対象が拡大したことになる。さらに国の歴史資料の指定について言えば、それまでの絵画・工芸品・古文書などに分類され難い、まとまった資料が一括して指定できることになった。それまで書跡部門で指定されていた天草四郎時貞関係資料や、絵画部門で指定されていた慶長遣欧使節関係資料が歴史資料に移管されることにもなったのである。石田三成の署名のある大関検地尺や、増田長盛の署名のある一升枡なども、歴史資料という部門がなければ重要文化財に指定されることは困難であつたらう。

歴史資料調査・保存の必要性

この歴史資料の保存に関連して、文化庁では、古文書の散逸・忘失を防ぐために、その所在や実態を調査して、保存対策を立てようということ、昭和四十七年から補助金を出して全国的な古文書調査を行い、五十一年度からは歴史資料調査が行われている。地方自治体がその管下にある古文書や歴史資料を調査しようという時に、その経費の二分の一を文化庁が補助するこれらの家の古文書類が日に日に散逸していた。史料館の設立はその傾向を防止するためには役立った。少なくとも史料の重要性を考えさせた。しかし史料館が収集したものは、全国的にみれば、ほんの一部分に過ぎなかった。

文書館の設立運動

こういう民間にある文書・記録と共に、国や自治体にある資料も、戦災等で多く失われた。県庁で戦災に遭った所も多い。市町村でも戦災のほかに、町村の合併や庁舎の新築の際に大量の文書が焼却されたりした。これら公的機関の資料保存を要望する声は、昭和三十四年に日本学術会議を通じて、「公文書散逸防止について」の政府への勧告となり、その結果、四十六年に総理府の付属機関として国立公文書館が設立された。さらに都道府県を単位とする文書館の設立を促進するために、四十四年には日本学術会議は「歴史資料保存法制定について」の勧告を行った。しかし法制化には至らなかつたので、五十五年、さらに「文書館法の制定について」という勧告を行ったのである。これは、官公庁資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供するとともに、行政面で必要な調査研究を行うために文書館を設けよというもの、文書館は各都道府県及び政令都市には必ず設置するようというものであった。

しかしこれらの勧告も今のところ政府には無視されている。所管官庁となるべく予想された文部省も自治省も何らの反応を示さない。永年この運動を進めてきた私たちにとっては歯がゆい限りであるが仕方がない。今は別の方法を考えているところである。

幸いに都道府県での文書館（公文書館・歴史館・歴史資料館などの名称もある）はかなり多く設立されてきた。東京山口・福島・茨城などから、埼玉・群馬などでも新設され、さらに北海道や大阪にも設けられた。こうして都道府県の段階ではかなりの建設をみたが、市町村ではまだ容易にそこまで行かない。先年神奈川県藤沢市で市史の編さん事業を行っていた際に、その事業関係者が中心となって、文書館建設調査委員会を作り、市長に要望書を提出した。私が市史編さん委員長であったので、そちらの委員長にもなったが、市の職員に有能な人がいたことや、市長などの理解が円滑に行ったので、間もなく実現をみた。これは市の行政文書を逐次移管するのが原則であるが、りっぱな建物ができ、専門の職員が配置されると、寄贈や寄託を申し込まれる人ができた、荒畑寒村氏らの蔵書や旧名主家の資料も収蔵されることになった。ここには諸方からの見学者も多い。埼玉県の川口市でも近く文書館が具体化するというところである。これらの文書館の充実発展を計るために、昭和五十一年には全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が結成され、各地域に部会も設けられて、研究や相互の情報交換が行われている。これには既設館ばかりではなく、各機関の職員の参加もあって、近年盛大になりつつある。

公文書館の必要ないしは公文書の保存・整理を痛感するのは、市町村史などの編集に従事している際である。明治以降の資料の不足のために、身近な年代のことが不明のことが多い。前述したように、戦災や火災のほか、町村合併の折に廃棄したり、新庁舎建設の際に焼却したりした例が稀ではない。町村合併促進法が出来た時にその心配があったので、当時自治庁次官であった現在の鈴木都知事に依頼して、無暗に廃棄しないよう家で使った枡は民俗資料ということになる。近世以降の生産用具は、紡織関係でも漁業関係でも民俗の部門で扱うことになっている。民俗という言葉を用いると混乱するかも知れないので、生産という言葉にしてみる。生産するということは、歴史ではないのか。国立歴史民俗博物館ができたり、各地に歴史民俗資料館が作られつつあるけれども、いつまでも区別しておく必要があるのではあるか。

かつて歴史と言えば支配者の興亡史であった。遺物と言えば権力者の愛好品や使用品であった。生産に直接関係した人たちが使用した物などは除外視されていた。それがようやく民俗という形で頭を出してきたのである。庶民の歴史は、むしろ民俗と呼ばれるものの中に存在していたのではない。芸術性の高い工芸品や絵画、彫刻も大事であるが、農民や漁民が日常生活していた器物も重要な意味を持っているのではない。近世の大名家の史料からは、当時の一般庶民の姿は判らない。村役人などの庶民層に残された史料で赤裸々な姿を知ることができるのである。しかし、そう言っても今日では古文書学の上では、近世文書についてはその分類や様式についての確立した意見さえも出ていないのであって、近世史料ことに庶民史料の扱いは困難なのである。まして歴史学と民俗学の接点ということになると、まだ大きな問題が横たわっているように。

専門職の養成を

文書館設立運動と並んで考えられているのは、その専門の職員を養成である。博物館における学芸員の如く、文書館にも専門職としてのアーキヴィストが必要とされるが、現在のところ

うに通牒を出してもらったが、あまり効果はなかったようである。よく保存している所もある。静岡県の新居町では役場関係・町議会関係等を極めて豊富に保管していたので、現在町史を編集集中であるが、その選択に骨を折るほどである。

さてこういう公文書のほかの民間にある資料はどうなのか。文化財の保護条例を作っている市区町村ではどうしているかと言えば、国のような歴史資料という分類はしないまでも、有形文化財として指定している所が多い。しかし、それにも公費で整理をして目録を作り、あるいは裏打ちまでして保存を計っている所もあれば、単に一括して指定したままの所もある。これには、国の古文書調査の補助ということが十分に徹底していないのではないかと思われるふしもある。

私有の歴史資料は、文献に限らずその保存維持に多くの問題が伴う。寄託されたものでも、遺産相続の対象物件になることがある。整理した目録が古書店や古物商の手引きになることもある。簡単に公表できないのである。

歴史資料見解の統一

歴史資料を記録や文書を離れて、広く遺品、遺物まで含めると種々雑多なものが挙げられよう。しかしそこには限界がある。今の文化財保護法では、別に考古資料というものがある。また有形民俗文化財というものがある。考古学も近頃は中世から近世まで下ってきたので、大名屋敷からの発掘品は、考古資料か歴史資料か、あるいは民俗資料かという問題も起る時代が来るかも知れない。それよりも民俗との関係がむずかしいであろう。太閤検地や庄園で使った枡は歴史資料であるが、近世の農

ろ、そういう職制はなく、文書館職員に研究者として、あるいは専門職としての待遇は与えられず、一般事務職員の如く、しばしば他の職務に移動されている。歴史知識と管理能力を持つ者が安住して働ける地位を与えられなければならないし、またそういう人材を養成しなければならない。そうした声はようやく起りつつある段階で、実現のためには一層声を大きくしなければならぬであろう。

あわりに

文化財の指定ということでは、国の機関では、絵画だ彫刻だ、建造物だと、それぞれの専門家が別々に判断を下しているが、区や市の段階では、絵画も民俗も文献も、さまざまの専門家が同じ立場で議論しあって判断している。専門分野があるような無いような所が面白い。歴史資料というのは、むしろそうした総合的な判断で選択した方が歴史そのものに近づく感じがするのである。

児玉幸多（こだまこうた）
明治42年、長野県生まれ。東京帝国大学文学部国史学科卒。
元学習院大学長。現在、地方史研究協議会会長、交通史研究会会長、文化財保護審議会委員、品川歴史館館長等を兼任。

編 集 後 記

○昭和60年も、間もなく終わろうとしています。皆様にとってどんな一年でしたか。

○三浦長官が、この6月にヨーロッパを視察したのに引き続き、去る12月2日から6日まで韓国を訪問しました。

○また、今月号で紹介したとおり、東独文化大臣や韓国の報道団など、海外から文化庁への訪問も昨今増加しています。

○国際化の時代と言われて久しいですが、これから文化行政を進めていくうえでも、常に国際的視野を持ち続けていきたいと思えます。

○新たな年がやってまいります。どうぞ素晴らしい一年をお過ごしください。(S)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業課
TEL(〇三三六八)二二四二(代表)

「文化庁月報」十二月号

(通巻第二〇七号)

昭和60年12月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所 株式会社 きょうせい

本社 〒104東京都中央区銀座7丁目4番12号

営業所 〒105東京都港区西五軒町52番地

電話 (〇三)二六八二二四(代表)

振替口座 東京 九一六一番

印刷所 (株)行政学会印刷所

定 価 一八〇円(送料四五円)
年間購読料 二、一六〇円(送料共)